

## 保育士配置充実法案（通称）について

- 保育の現場では、未来を担う子どもたちの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が懸命に働いている。しかし、保育士は多忙で過重な労働環境にあり、保育所等において子どもたちが死傷する痛ましい事案が発生している。国が定める保育士の配置基準では、子どもたちの命や安全を守ることはできないといった声も上がっており、保育士の配置の充実、増員が望まれている。
- そのため、1歳児の5対1、4・5歳児の25対1への保育士の配置充実、増員に対して、公定価格上の加算を追加すべきである。
- 社会保障と税の一体改革における「子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上」には、保育士配置の改善が盛り込まれ、平成27年度からは、3歳児に対する保育士の配置を20対1から15対1に改善した保育所に対して公定価格上の加算が設けられた。しかし、消費税分以外で財源を確保することとされているいわゆる0.3兆円超の質の向上に含まれる1歳児と4・5歳児に対する保育士配置の改善は、未実施となっている。
- 一方、自治体によっては国の配置基準より手厚い基準を定めていたり、また、保育所等の自らの判断で手厚く配置している場合も少なくない。まずは、こうした保育士を手厚く配置している施設を評価・支援することにより、保育士配置の充実、増員を図っていくべきである。その際、保育士の人事費が施設側の持ち出しにならないよう十分な評価・支援を行うことが重要である。
- については、子どもたちに安心・安全で質の高い保育を提供するため、保育士等の配置を充実させた保育所等に対して、財政上の措置を講じる法律案を提出する必要がある。本法律案では、保育の現場における人手不足の深刻な状況に鑑み、保育士配置の充実、増員とセットで、政府に対して保育士等の基本給のベースアップ等の待遇改善に必要な措置を講ずるよう求めるほか、質の担保を前提とした保育士資格のない職員の保育の現場における更なる活用、保育士を目指し保育士養成施設に通う学生に対する支援に関する検討規定を設けている。

### 【参考】社会保障と税の一体改革における「職員配置の改善」 (子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上)

項目	内容	現在の状況	本法律案による措置
3歳児を中心とした職員配置の改善	3歳児の職員配置を改善 (20:1→15:1)	実施済	既存加算の増額 ※職員配置の充実による施設の持ち出しをなくす
	1歳児の職員配置を改善 (6:1→5:1)	未実施	新規加算の実施 ※職員配置による施設の持ち出しがないよう必要な額とする
	4・5歳児の職員配置を改善 (30:1→25:1)		

注1：平成24年の社会保障と税の一体改革における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を図るために、1兆円超の財源が必要であるとされ、当該支援メニューは、消費税財源から確保する0.7兆円で実施するものと、それ以外の0.3兆円超の財源を確保して実施するメニューに分かれていた。0.7兆円メニューに含まれる3歳児の職員配置の改善については、公定価格上の加算をするという形で平成27年度から実施されている。

注2：「項目」「内容」については、平成26年3月28日の子ども・子育て会議において整理された内容